

	点検項目	令和5年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	年度当初に教職員及び非常勤講師等にいじめ対策の通知文を作成し周知を行った。	年度当初に教員には教員会議、事務職員・技術職員には各課連絡会等で周知、非常勤講師には配付資料で周知。	令和6年4月に再周知済
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	年度当初に年間の会議開催計画を策定し、2ヶ月に1度委員会を開催した。令和5年度は臨時いじめ対策委員会を含め、計9回委員会を開催した。	引き続き定期的に開催。	—
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	第20回全国国立高等専門学校学生支援担当教職員研修「分科会 いじめ防止」の動画の視聴をもって研修とした。令和6年3月15日までに視聴を依頼。	令和6年9月に講演会を行った。全教職員に研修動画の配信を行い、formsのアンケートで視聴状況を確認予定。	令和7年3月までに実施予定
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	年度当初に教職員及び非常勤講師等のいじめ対策の通知文及びHPで周知を行った。	定期的な周知を行い、いじめ対策委員会の存在意義を定着させる。	令和6年4月に再周知済
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	年度当初に教職員及び非常勤講師等のいじめ対策の通知文及びHPで周知を行った。	引き続きいじめ防止プログラム年間計画を定め、周知を行った。	令和6年4月に再周知済
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	年度当初に教職員及び非常勤講師等のいじめ対策の通知文及びHPで周知を行った。	引き続きいじめに限らず気になる学生がいたら報告するよう教職員に呼びかける。	—
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知するとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	年度当初に教職員及び非常勤講師等のいじめ対策の通知文及びHPで周知を行った。また、いじめ対応マニュアル内のいじめ案件の対応フローにおいて各委員の役割を定めている。	引き続き定期的な周知を行う。	—
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員に共有できるようになっている	「いじめ（疑い含む）に関する報告書」等の様式を運用し、いじめ対策委員会委員を中心に関係者に情報共有をしている。	引き続き日常的な情報共有を行う。	—
9	令和4年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対応のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか	いじめ対策委員会において基本計画、プログラム及びマニュアルについて見直しを検証した。令和6年度の実施計画として運用する予定。	いじめ対策委員会において見直しを行った。	令和6年6月に改正済
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	高専生活に関するアンケートを年2回、いじめ・ハラスメントに関する実態調査を年1回、個別面談を年2回程度実施し、実態把握に努めた。	いじめの有無を直接問うアンケート項目になっているため、改善予定。	令和7年3月までに実施予定
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしていると同時に、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている	いじめ対策委員会の構成員にスクールカウンセラーを含めている。カウンセリングの結果、いじめが疑われる事案が発生したら随時関係者に情報共有することになっている。	引き続き構成員にスクールカウンセラーとスクールロイヤーを含め、情報共有を行う。	—
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	6月10日（土）に第1学年を対象に特別講演会「いじめ・SNSトラブルについて」を開催した。他学年においては4月最初のホームルームでいじめに関する動画視聴を行い、いじめ防止啓発を行った。また、スクールカウンセラーによる「心理教育」を実施し、他人との関わりにおいて重要な自分の感情の制御と相手に配慮した自己主張の方法を学ぶ機会を設けている。	引き続き全学年を対象に研修を実施する。	—
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	いじめの定義、いじめに対する学校としての理念・方針及び相談窓口について、次のとおり各教員が学生に対して周知した。指導教員→各クラスの学生、寮務主事・寮監→寮生、各部・同好会の顧問教員一部・同好会所属学生	指導教員を通じて、全学年全クラスで学生に対して周知した。そのほか、寮や部活動でも教員を通じていじめに関する指導を行った。	—
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取り組みを推進している。	寮指導学生の研修会においてスクールカウンセラーによるいじめ防止に関する講習会を実施し、いじめの防止及び早期発見のためにできることについて意識を高めてもらうための指導を行った。	本校ではほぼ半数の学生が寮生であり、寮指導学生の研修を実施した。	—
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	HP上で周知を行うとともに通知文を作成し、保護者懇談会の席上で周知した。	引き続きHP上で周知を行い、保護者懇談会でも指導教員を通じて指導をする。	—
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	いじめ対応マニュアルにおいて、被害学生の保護者、加害学生の保護者ともに、指導教員から経緯説明および学校としての対応方針を伝え、以後定期的な状況報告を行うよう定めている。	引き続き適切かつ迅速に対応するために事案対応の状況報告を行う。	—
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協体制を築いている。	連携・協体制の構築に至っていない。	令和6年度においては、外部の有識者等で構成される運営諮問委員会、本校のいじめ防止について確認する予定。	令和7年3月に実施予定
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	具体的な事例はないが、案件が発生した場合、連携して対応することになっている。また、学生が事件に遭った際には豊田警察署生活安全課に日頃から相談しており、連携できる関係を築いている。	事件発生時に速やかな連携がとれるよう、引き続き警察との連携協力関係を築く。	令和6年4月に実施済み